

seins mous

お取り扱いお礼状・ご挨拶

この度は「セインムー」ブランドの取扱をご検討いただき本当にありがとうございました。
私共の化粧品に共感を頂いたことを心から感謝しております。

私共セインムーは「美意識の高い方のため、本当に良くなりたい方のために在るブランド」です。
「女性が美しくなることは世界平和につながる」「世界最高を提供する本物志向ブランド」
女性が美しくあれることは、その方も、周りの方も、関わる人皆が豊かになると信じています。

私達は「ブランド」を大切にし、ブランドと評価を頂ける化粧品ブランドとして努力をします。
その中でまず一番ご協力いただきたいことがあります。
それが「不正流通防止」や「価格保持」です。お取り扱いいただく専門店専売品はWEB販売自体禁止のプロユースラインです。(WEB告知・SNS告知での取り扱い・定価掲載は可能。販売不可)

今は発売後すぐにネットを探せば、割引きされて売られている。という時代です。
パートナー様が勉強し、ご提案いただいても他で価格割れをしていては利益になりません。
私達はそれが真摯に取り組んでくださるパートナー様・販売店様にとって最も害のあることだと考えています。公の場で(WEBなど)の割引はできない、というブランドです。その点をご留意いただきお取り扱い下さい。特別なキャンペーン開催についてはブランドにぜひご相談ください。

多くのパートナー様たちと共に成功をするために、お取り扱い開始に「取扱店契約書」を設けています。お取引の掛け率はメーカー指定の数字しかございません。販売店様、代理店様など本来同じブランドを扱う同志が価格競争で争うことはしたくありません。

私達は最上のモノづくり、ブランドとしてパートナー様の利益になる取り組みをし続けていきます。パートナー様に置きましたは私達の化粧品を信じていただき、ご意見をいただき、お客様達にお伝えしていただきたいと思いますと思っています。「お客様・販売店様・私達の3方良し」を作っていくためにご助力下さいませ。

商品のことでご不明な点があればいつでもフォローさせていただきます。また私たちは「お客様窓口」「パートナー様窓口」を設置しております。ご活用ください。

私達の化粧品を通じて、御社様がより発展しますことを心より願い、行動いたします。

私共もまだままだの会社です。至らぬところでご迷惑をおかけすることも多く在ると思います。販売店様には二人三脚で共に成功をしていければと考えております。

ご協力・ご鞭撻のほどどうぞよろしくお願いいたします。

ご返送先:541-0058 大阪府中央区南久宝寺町3-4-14 三興ビル4F-406 株式会社セインムーまで

seins mous [セインムー] それはフランス語で“柔らかな胸“

株式会社セインムー CEO

黒川 拓也

seins mous

セインムーブランド 取扱店3社間契約書 (販売店様用)

株式会社セインムー（以下、甲）ブランドを取扱い代理店（以下、乙）販売店様（以下、丙）は以下、販売契約事項に同意した上での取扱いとなる。甲から乙丙への営業委託に関する内容を以下の内容で締結する。

第1条(目的)

本書に定める営業委託の内容は、甲が所有するブランドの取扱いと案内、及び商品の販売とする。

第2条(取引・価格保持・責任)

ECサイト、オークションサイト、SNS、自社WEBなど、不特定多数の人が割引を探索できる場所での価格割引はしてはならない。専門店専売品は店舗以外での販売はできない。

甲の商品はメーカー指定価格となり、原則、割引販売はできない。乙と丙の取引率も甲が定めた一定の料率で行う。ただし、閉鎖的な場所での告知（顧客様向けキャンペーン、店内限定イベントなど）での割引はこの限りでない。価格に関わるキャンペーンは甲に相談、許可取得の上に行う。

乙のは価格保持に関して順守しない場合に起こった価格割引について、甲への損害賠償責任を負うものとする。2次卸、転売を禁止する。

第3条(禁止販売経路)

〔専門店専売品〕 専門店以外での販売を禁止する。専門品もWEB・SNSへの「掲載のみ」は可能とする。

購入ができる状態は取り扱い契約違反となる。

〔一般流通品〕 Amazon（メーカー管轄のため）、ポイントを大きく還元する販売チャネルは禁止。楽天市場は掲載条件・申請許可が必要。

第4条(販売相手への監督責任)

乙は、販売相手に対し、以下の監督責任を負うものとする。

1 価格保持に害をなす行為（第2条に関わる）。価格保持に害をなす者への商品譲渡禁止。大量販売。

2 顧客様へのフォローアップ及びトラブルに対し、甲乙協力のもとに対応する

第5条(契約違反・契約解消)

乙、丙が契約違反をした場合、甲は即刻取引を停止できる。契約違反時には、甲は乙、丙に損害賠償を請求できる。その額は金員500,000円に併せ、調査費、買い戻し費用の実費損害分を請求できる。また契約違反をした後、甲の全商品の一切を取り扱うことはできない。

第6条(契約内容更新)

契約内容・取引について変更がある場合、甲は乙に通知をし、乙が丙に通知をする。また甲はWEB、その他他の通信手段を通じて更新を開示する。

契約の締結を証するため、本書を3部を作成し、甲乙丙それぞれ保有するものとする。

記入日: 20 年 月 日

甲: 株式会社セインムー 代表取締役 黒川 拓也
541-0058 大阪府中央区南久宝寺町3-4-14 三興ビル4F-406 / 06-7162-6057



乙: 株式会社 アドバコーポレーション 代表取締役社長 野見山 明
732-0811 広島県広島市南区段原1丁目4-19 / 082-506-2830



丙: サロン/企業名: 創業年月: _____ 年 ____ 月

代表者肩書・氏名: 代表者誕生日: _____ 年 ____ 月 ____ 日

ご住所: 〒 _____

電話番号: _____

印

seins mous

セインムーブランド 取扱店3社間契約書^(代理店様用)

株式会社セインムー（以下、甲）ブランドを取扱い代理店（以下、乙）販売店様（以下、丙）は以下、販売契約事項に同意した上での取扱いとなる。甲から乙丙への営業委託に関する内容を以下の内容で締結する。

第1条(目的)

本書に定める営業委託の内容は、甲が所有するブランドの取扱いと案内、及び商品の販売とする。

第2条(取引・価格保持・責任)

ECサイト、オークションサイト、SNS、自社WEBなど、不特定多数の人が割引を探索できる場所での価格割引はしてはならない。専門店専売品は店舗以外での販売はできない。

甲の商品はメーカー指定価格となり、原則、割引販売はできない。乙と丙の取引率も甲が定めた一定の料率で行う。ただし、閉鎖的な場所での告知（顧客様向けキャンペーン、店内限定イベントなど）での割引はこの限りでない。価格に関わるキャンペーンは甲に相談、許可取得の上に行う。

乙のは価格保持に関して順守しない場合に起こった価格割引について、甲への損害賠償責任を負うものとする。2次卸、転売を禁止する。

第3条(禁止販売経路)

〔専門店専売品〕 専門店以外での販売を禁止する。専門品もWEB・SNSへの「掲載のみ」は可能とする。

購入ができる状態は取り扱い契約違反となる。

〔一般流通品〕 Amazon（メーカー管轄のため）、ポイントを大きく還元する販売チャネルは禁止。楽天市場は掲載条件・申請許可が必要。

第4条(販売相手への監督責任)

乙は、販売相手に対し、以下の監督責任を負うものとする。

- 1 価格保持に害をなす行為（第2条に関わる）。価格保持に害をなす者への商品譲渡禁止。大量販売。
- 2 顧客様へのフォローアップ及びトラブルに対し、甲乙協力のもとに対応する

第5条(契約違反・契約解消)

乙、丙が契約違反をした場合、甲は即刻取引を停止できる。契約違反時には、甲は乙、丙に損害賠償を請求できる。その額は金員500,000円に併せ、調査費、買い戻し費用の実費損害分を請求できる。また契約違反をした後、甲の全商品の一切を取り扱うことはできない。

第6条(契約内容更新)

契約内容・取引について変更がある場合、甲は乙に通知をし、乙が丙に通知をする。また甲はWEB、その他の通信手段を通じて更新を開示する。

契約の締結を証するため、本書を3部を作成し、甲乙丙それぞれ保有するものとする。

記入日： 20 年 月 日

甲： 株式会社セインムー 代表取締役 黒川 拓也
541-0058 大阪府中央区南久宝寺町3-4-14 三興ビル4F-406 / 06-7162-6057



乙： 株式会社 アドバコーポレーション 代表取締役社長 野見山 明
732-0811 広島県広島市南区段原1丁目4-19 / 082-506-2830



丙：サロン／企業名： 創業年月： 年 月

代表者肩書・氏名： 代表者誕生日： 年 月 日

ご住所： 〒 ー

電話番号：

印

seins mous

セインムーブランド 取扱店3社間契約書 (ブランド返送用)

株式会社セインムー（以下、甲）ブランドを取扱い代理店（以下、乙）販売店様（以下、丙）は以下、販売契約事項に同意した上での取扱いとなる。甲から乙丙への営業委託に関する内容を以下の内容で締結する。

第1条(目的)

本書に定める営業委託の内容は、甲が所有するブランドの取扱いと案内、及び商品の販売とする。

第2条(取引・価格保持・責任)

ECサイト、オークションサイト、SNS、自社WEBなど、不特定多数の人が割引を探索できる場所での価格割引はしてはならない。専門店専売品は店舗以外での販売はできない。

甲の商品はメーカー指定価格となり、原則、割引販売はできない。乙と丙の取引率も甲が定めた一定の料率で行う。ただし、閉鎖的な場所での告知（顧客様向けキャンペーン、店内限定イベントなど）での割引はこの限りでない。価格に関わるキャンペーンは甲に相談、許可取得の上に行う。

乙のは価格保持に関して順守しない場合に起こった価格割引について、甲への損害賠償責任を負うものとする。2次卸、転売を禁止する。

第3条(禁止販売経路)

〔専門店専売品〕 専門店以外での販売を禁止する。専門品もWEB・SNSへの「掲載のみ」は可能とする。

購入ができる状態は取り扱い契約違反となる。

〔一般流通品〕 Amazon（メーカー管轄のため）、ポイントを大きく還元する販売チャネルは禁止。楽天市場は掲載条件・申請許可が必要。

第4条(販売相手への監督責任)

乙は、販売相手に対し、以下の監督責任を負うものとする。

1 価格保持に害をなす行為（第2条に関わる）。価格保持に害をなす者への商品譲渡禁止。大量販売。

2 顧客様へのフォローアップ及びトラブルに対し、甲乙協力のもとに対応する

第5条(契約違反・契約解消)

乙、丙が契約違反をした場合、甲は即刻取引を停止できる。契約違反時には、甲は乙、丙に損害賠償を請求できる。その額は金員500,000円に併せ、調査費、買い戻し費用の実費損害分を請求できる。また契約違反をした後、甲の全商品の一切を取り扱うことはできない。

第6条(契約内容更新)

契約内容・取引について変更がある場合、甲は乙に通知をし、乙が丙に通知をする。また甲はWEB、その他の通信手段を通じて更新を開示する。

契約の締結を証するため、本書を3部を作成し、甲乙丙それぞれ保有するものとする。

記入日: 20 年 月 日

甲: 株式会社セインムー 代表取締役 黒川 拓也
541-0058 大阪府大阪市中央区南久宝寺町3-4-14 三興ビル4F-406 / 06-7162-6057



乙: 株式会社 アドバコーポレーション 代表取締役社長 野見山 明
732-0811 広島県広島市南区段原1丁目4-19 / 082-506-2830



丙: サロン/企業名: 創業年月: _____ 年 ____ 月

代表者肩書・氏名: 代表者誕生日: _____ 年 ____ 月 ____ 日

ご住所: 〒 _____

電話番号: _____

印